

非課税世帯支援の概要

支援の対象となる世帯	地上デジタル放送未対応で、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている世帯が対象となります。
支援の内容	① 簡易なチューナー1台を無償で給付します（現物給付です。精算やテレビの給付は行いません。お住まいへ配送します。）。 ・ 簡易なチューナー1台は御自身で設置してください。 ・ アンテナの工事などが必要な場合は、御自身で行ってください。 ② 簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。
申込受付期間	平成23年1月24日から平成23年7月24日まで（消印有効）です。 ※ 平成23年4月1日以降の支援については、平成23年度予算の成立が前提です。
申込書の入手方法	① 総務省 地デジチューナー支援実施センターのホームページから、申込書のお取り寄せができます。 ② 総務省 地デジチューナー支援センターへ直接電話をいただく方法でもお取り寄せ可能です。 ③ お住まいの自治体やお近くのNHKの窓口にも備え置きしている場合もあります。
申込時の注意事項	支援の申込みの際には、以下の書類が必要ですのでご用意ください。 ① 世帯全員が記載された住民票の写し（発行後1年以内のもの） ② 世帯全員分の市町村民税（特別区民税を含む。）非課税証明書 ・ 平成21年以降の所得に係るものがが必要です。 ・ 平成3年4月2日以降に生まれた方のものは不要です。 ・ 発行手数料は、申込者の御負担をお願いします。

< 参考 >

	N H K 放送受信料全額免除世帯支援（継続）	非課税世帯支援（拡充）
対 象	① 生活保護等の公的扶助受給世帯 ② 世帯全員が市町村民税非課税の世帯で障がい者のいる世帯 ③ 社会福祉施設入所の世帯 上記①～③に該当し、N H K の放送受信料が全額免除されている世帯	世帯全員が 市町村民税非課税の世帯
支援内容	簡易なチューナーの無償給付 ＋ （必要な場合には） チューナーの訪問設置、 アンテナ改修など	簡易なチューナーの無償給付 ＋ 電話サポート
支援期間 ※	平成 2 3 年 7 月 2 4 日まで （消印有効）	平成 2 3 年 1 月 2 4 日から同年 7 月 2 4 日まで（消印有効）
必要書類	N H K 受信料全額免除証明書	世帯全員分が記載された住民票の写し、 世帯全員分の非課税証明書

※ 平成 2 3 年度の支援は予算成立が前提となります。